

# 令和4年度

## 学童保育室入室の手引き



### 1 学童保育室とは

保護者が労働などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者等のいない家庭の小学生児童を対象に、授業の終了後、小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、学童保育室内において楽しい集団生活を体験し、学校生活と家庭生活の結び目としての役割を果たしながら、児童の健全育成を図ることを目的として開室しています。

なお、ひと月あたりの開室日に対し半分以上出席できない方や、夏休み中だけの利用を目的とされる方の申込みはご遠慮いただきます。

### 2 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童で市長が入室を必要と認めた児童を対象とする。

### 3 実施場所

名称	所在地	電話（FAX）	定員（人）
榛原小学校学童保育室	榛原萩原 2145	0745-82-7002	70
榛原東小学校学童保育室	榛原赤瀬 190	0745-82-8059	80
大宇陀小学校学童保育室	大宇陀西山 72-2	0745-88-9452	40
菟田野小学校学童保育室	菟田野古市場 672	0745-88-9453	35
室生小学校学童保育室	室生大野 1912 番地	0745-88-9010	30

\* 榛原西小学校の児童は榛原小学校学童保育室へタクシーで送ります。

## 4 開室期間

名 称	期 間	土曜日
榛原小学校学童保育室	4月1日～翌年3月31日 月曜日～金曜日	毎月第2土曜日
榛原東小学校学童保育室		
大宇陀小学校学童保育室		
菟田野小学校学童保育室		
室生小学校学童保育室		

## 5 休室日

名 称	期 間	土曜日
榛原小学校学童保育室	・日曜日、祝祭日、 ・8月13日～15日 ・12月29日～翌年1月3日	第2土曜日 以外の土曜日
榛原東小学校学童保育室		
大宇陀小学校学童保育室		
菟田野小学校学童保育室		
室生小学校学童保育室		

## 6 開室時間

	通常保育	延長・早朝保育
月～金曜日	放課後 ～17:00	17:00 ～ 19:00
長期休業日 (夏休み等)	9:00～17:00	7:30 ～ 9:00 17:00 ～ 19:00

## 7 利用料

基本利用料	月額 4,500 円 同一世帯で 2 人以上入室の場合は、2 人目以降半額
保険料	年額 2,000 円
早朝利用料	【4・7・8・12・1・3月】 午前 7 時 30 分以降 30 分ごとに月額 500 円 【5・6・9・10・11・2月】 午前 7 時 30 分以降 30 分ごとに月額 200 円
延長利用料	午後 5 時以降 30 分ごと月額 500 円

## 8 新年度（4月入室）の申込受付

受付期間：令和3年10月11日（月）～10月29日（金）

受付場所：こども未来課、各学童保育室

## 9 提出書類

（1）学童保育室入室申請書 児童1人につき1枚提出が必要です。

（2）保育が必要となる証明書類

- ・外勤の方（勤務状況等報告書①）
- ・内勤の方（勤務状況等報告書②）
- ・自営業の方（勤務状況等報告書③）
- ・病気療養中の方（勤務状況等報告書④）と保育ができない状況が明記された医師の診断書）
- ・心身に障がいのある方（勤務状況等報告書④）と障害者手帳の写し等）
- ・看護・介護にあたっている方（勤務状況等報告書⑤）と医師の診断書、障害者手帳の写し、介護認定区分の記載された介護保険被保険者証の写し、又は認定通知書の写し等のいずれか）
- ・休職中の方（勤務状況等報告書⑥）とハローワークカードの写し
- ・災害等の復旧にあたっている方（勤務状況等報告書⑦）と罹災証明書
- ・出産前後の方（母子健康手帳の表紙と出産予定日の記載欄の写し）
- ・就学中の方（在学証明書の写し）
- ・民生委員・児童委員への勤務状況等調査依頼書

上記の様式③自営業、⑤介護・看護の証明については、お住いの地域の民生児童委員に調査をご依頼ください。また調査依頼に伺う際は保護者が必要な事項をご記入の上、別紙勤務状況調査依頼書を民生児童委員にお渡しください。

\*兄弟（姉妹）で入室申請を希望される場合の在籍・就労証明書又は民生児童委員の調査書・意見書につきましては、兄弟(姉妹)のどちらかの証明があれば、複数の証明書については提出の必要はありません。

## 10 入室の決定

保護者の方から提出していただいた申請書類等に基づき、保育が必要となる程度の高い児童から入室者を決定します。（学年が低い児童、保育の必要性が高い児童ほど優先となります。）

また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員ができるまでお待ちいただくことがあります。

## 1 1 入室許可の取消（退室）

次に該当する場合、他の利用者との公平性・公正性の観点などから退出をしていただく場合がありますので、十分注意してください。

- 利用料を長期間滞納し、または繰り返し未納したとき。
- 入室資格がなくなったにもかかわらず退室していないとき。
- 保育室の約束を守れない場合や他の児童に危険な行為を繰り返すとき。
- その他、保育室の運営や他の児童の安全に支障をきたす場合。

### 【問合せ・受付窓口】

宇陀市役所 健康福祉部 こども未来課  
TEL：0745-82-2236（直通）  
IP：0745-88-9080